

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除

(環境対策課) 一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(障害福祉課) 三

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

(同) 三

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

(同) 三

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課) 三

○保安林の指定の予定

(森林整備課) 三

○保安林の指定施業要件の変更

(同) 四

公告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定

(障害福祉課) 四

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

正誤

○宮城県公報令和四年号外第二一号(令和四年三月三十一日付け)中

五

告示

○宮城県告示第五百二十四号

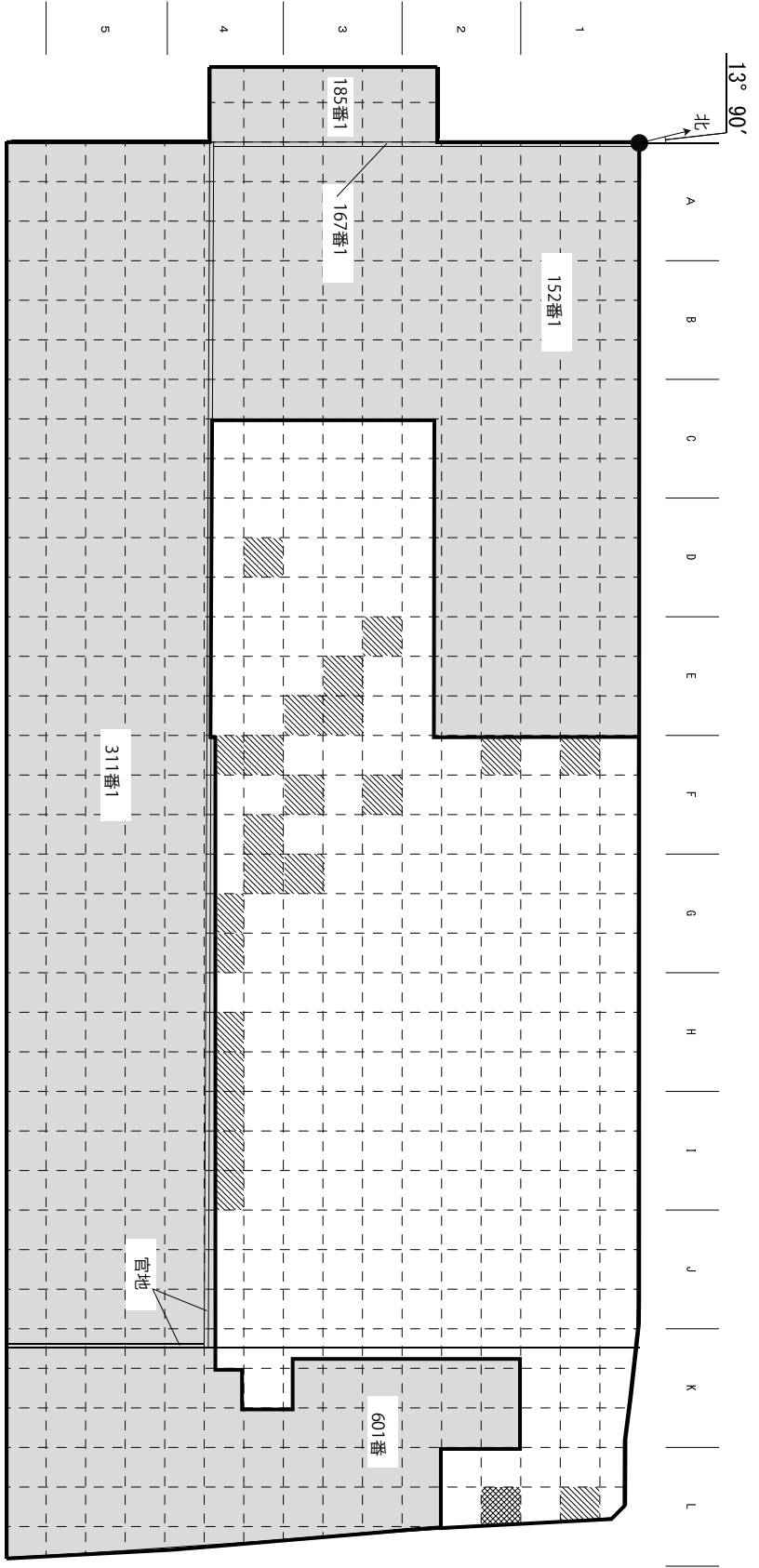
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要

届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和四年七月十二日

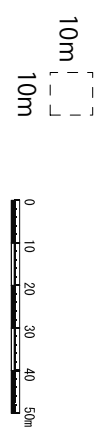
宮城県知事 村井嘉浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域
大崎市古川中里六丁目六百一番の1番とし、次の図のとおりとする。



【凡 例】

- : 起点
- - - : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- : 調査の対象とならない区画(土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定等による。)
- ▨ : 既に指定されている形質変更時用届出区域(形一21)
- : 指定を解除する区画



<起点>
 起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の最北端とする。
 <格子の回転角度> 13° 90'
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

○宮城県告示第五百二十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和四年五月十九日次の者を指定した。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
坂本 敬	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科	利府整形外科クリニック	宮城県利府町中央二丁目七番地七号
浅野 良規	眼 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地一

○宮城県告示第五百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在の地	所属医療機関の名称	所在の地
一迫 弘平	眼 科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩二ノ沢八番地二	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
吉田 秀彦	内消化器科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻二番地	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二番百八号

○宮城県告示第五百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があった。
令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 馨	外 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
及川 卓	内 科	医療法人松涛会 南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田百十一番地
大矢内 幹	消化器内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番二号
高橋 正博	泌 尿 器 科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番二号
藤原 英記	心臓血管外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番二号
安海 清	内 科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

○宮城県告示第五百二十八号

県管奥松島地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画については不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができるとする。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和四年七月十二日から令和四年八月十日まで
- 三 縦覧場所
東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

- 一 気仙沼市本吉町中島四九の一、五二の一、五四の三、六二の四、六五の一、一〇一、一〇二、一〇三の一、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一六五の一、一六七の一、三三五の三から三三五の五まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カメイ調剤薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四十三一九	令和四年六月一日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年七月十二日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和四年七月十五日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

